

一般財団法人千葉市都市整備公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人千葉市都市整備公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、千葉市における産業基盤の確立と生活環境の整備を図り、もって千葉市の調和と均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公益目的支出計画の実施事業

ア 千葉市に対する寄附

(2) その他の事業

ア 千葉市から委託を受けて建設した施設の貸与及び譲渡

イ 不動産貸付事業

ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、千葉市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、別表に記載したものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外のものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 理事は、基本財産を適正に維持管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会

の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、同項第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、同項第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 この法人は、毎事業年度の経過後3箇月以内に、第1項の書類及び監査報告書を千葉県知事に提出するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 次に掲げる者は、評議員となることができない。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第173条第1項において準用する同法第65条第1項に規定する者

(2) この法人の理事又は監事である者

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従い、1日当たり13,000円を超えない額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 評議員の選任及び解任

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 前項のほか、評議員会は必要のある場合に、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事がこれを招集できる。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の日5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項及び招集の理由を記載した書面で、通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会において互選する。

(評議員会の定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名が、記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する同法第90条第3項の代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事を選任は、評議員会において行う。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事につい

ても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。

6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

7 監事は、前各号に掲げるもののほか、法令に規定された権限を行使する。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等に関する規程に従い、報酬等を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(4) 評議員会で定めるもの以外の規程の制定、変更及び廃止

(5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(4) 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第29条第5項に規定する監事からの招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事がこれを招集できる。

2 理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第37条 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び招集の理由を記載した書面で、通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該理事会において互選する。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した監事が、記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

(1) 第4条第1項第2号アに規定する事業の終了

(2) 基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能

(3) 破産手続開始の決定

(4) 解散を命ずる裁判

(5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属等)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、千葉市に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第48条 この法人の主たる事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 事業計画書及び収支予算書
 - (3) 事業報告書及び計算書類等
 - (4) 監査報告書
 - (5) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (6) 役員等の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (7) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第6号までの書類は、一般の閲覧に供するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告にすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開及び個人情報の保護)

第50条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

第12章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は次に掲げる者とする。
理事 小池 浩和
理事 竹川 幸夫
理事 永名 淳悟
監事 宮本 寿正
- 4 この法人の最初の会計監査人は次に掲げる者とする。
千葉第一監査法人（代表社員 手島 英男）
- 5 この法人の最初の代表理事は次に掲げる者とする。
理事長 小池 浩和
- 6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
穴倉 輝雄
竹本 勝紀
花島 孝行
平賀 周

附 則

この定款は、平成27年6月29日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券及び普通預金	300,000,000 円